

電子入札に関する注意事項及び契約特定条件

埼玉県本庄県土整備事務所長

工 事 名 道路環境整備工事（路面監視カメラ設置工） 0 3 9
工事場所 一般国道 2 5 4 号外／本庄市児玉町児玉地内外
設計金額 9, 9 7 7, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

1 入札手続等の方法

この工事は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う対象工事です。その他、電子入札に係る運用については、この公告に定める以外は「埼玉県公共工事等電子入札運用基準」によります。

入札希望者は、埼玉県財務規則及び埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、埼玉県建設工事標準請負契約約款、仕様書、場所等を熟知の上、入札してください。

2 入札執行に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 最低制限価格の設定 設定する。
- (3) 仕様書を示す方法等 入札情報公開システムに掲載する。
- (4) 現場説明の日時及び場所 なし
- (5) 入札日時 令和 8 年 8 月 2 4 日（月） 8 時 3 0 分から
令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 1 5 時 0 0 分まで
- (6) 開札日時 令和 8 年 8 月 2 7 日（木） 1 4 時 3 0 分
- (7) 質問受付及び回答

質問がある場合は、令和 8 年 8 月 1 9 日 1 6 時までに、質問書を電子入札システムより提出すること。なお、質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

質問に対する回答は、原則、入札書受付開始日の前日までに電子入札システム上に掲示する。

入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲示する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

(8) 注意事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約の特定条件

- (1) 契約保証金 契約金額の 1 0 分の 1 以上。
- (2) 前 金 払 する。（その額は契約金額の 4 0 % 以内とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。）
- (3) 中間前金払 する。ただし、中間前金払を選択した場合に限る。（その金額は契約金額の 2 0 % 以内とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。）
- (4) 部 分 払 する。ただし、部分払を選択した場合に限る。
- (5) 現場代理人等 本工事は、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。
- (6) 工 事 期 間 令和 9 年 2 月 2 6 日まで

4 その他

- (1) 入札を希望しない場合は、参加しないことができます。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者は、入札に参加できません。
- (3) 過去1年間に贈賄などの不正行為により、逮捕等され又は本県内で工事事故等を起こし、かつ県に通報していない場合は、開札日の2日前までに申し出てください。
- (4) 民事再生法及び会社更生法の規定に基づく手続開始の申立てを行っている者はその旨を発注課所に届け出てください。
- (5) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得第5条第4項の規定に基づき、入札金額見積内訳書を電子データとして作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。
- (6) 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。
 - ア) 理由の確認方法：書面（様式1）。
 - イ) その他：調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。
- (7) 本工事の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。